i)　ITU-Rにおける研究の結果により、5150-5250MHzの周波数帯において、RLANなどを含むWASとFSSとの間では、特定条件の下で共用可能であることが示されていること。

j)　5250-5350MHz及び5470-5725MHzの周波数帯における無線測位業務と移動業務との間の共用は、動的周波数選択などの混信軽減手法を適用した場合に限り可能であることが研究により示されていること。

k)　EESS（能動）及びSRS（能動）のシステムを保護するために、5250-5350MHz及び5470-5570MHzの周波数帯における移動業務のRLANなどを含むWASに適切なe.i.r.p.の制限値を、また、必要ある場合には、運用制限を定める必要性があること。

l)　RLANなどを含むWASの配置密度は、システム内混信や他の競争技術及びサービスの利用可能性など、幾つかの要因によって決定されること。

以下を更に考慮し、

a)　決議事項２の規定に基づく運用制限に従っているRLANなどを含む単一のWASからの混信は、5150-5250MHzの周波数帯における衛星に搭載されているFSS受信機に対して容認できない混信を生じさせないこと。

b)　上記のFSSの衛星受信機は、上記のRLANなどを含むWASからの混信の総計によって、特にそのようなシステム数の激増の場合に、容認できない影響を受けるおそれがあること。

c)　FSSの衛星受信機に対する総計の影響は、RLANなどを含むWASの世界的規模の配置によって生ずるため、主管庁が混信源の位置及び同時に運用しているRLANなどを含むWASの数を判定することは不可能であること。

以下に留意し、

a)　WRC-03に先立って、幾つかの主管庁は、この決議における考慮事項に基づいて、屋内及び屋外でのRLANなどを含むWASの運用を様々な周波数帯において許可する規則を策定したこと。

b)　決議第229（WRC-03）の規定に従い、ITU-Rは、周波数の動的選択の実施のための試験手続について記載しているITU-RレポートM.2115を策定したこと。

以下を認識し、

a)　5600-5650MHzの周波数帯においては、第5.452号の脚注の規定に基づいて地上に設置した気象レーダーが数多く配置され、各国の重要な気象業務を支援していること。

b)　ITU-R勧告S.1426に定められているFSSの衛星受信機における総合pfdレベルの測定又は計算の方法は、現在研究中であること。

c)　5150-5250MHzの周波数帯で運用しているFSSの衛星受信機によって許容できるRLAN数の計算に関するITU-R勧告M.1454に記載されているパラメータは、更なる研究を必要としていること。

d)　EESS（能動）における衛星搭載能動センサの性能及び混信基準は、ITU-R勧告RS.1166に示されていること。

e)　無線測位システムを保護するための混信軽減手法は、ITU-R勧告M.1652に示されていること。

f)　5150-5250MHzの周波数帯におけるFSSの衛星受信機を保護するために、ITU-R勧告S.1426において総合pfdレベルが策定されたこと。

g)　ITU-R勧告RS.1632は、5250-5350MHzの周波数帯におけるEESS（能動）を保護するために、RLANなどを含むWASに適した一連の制約を特定していること。

h)　ITU-R勧告M.1653は、RLANなどを含むWASとEESS（能動）との間の5470-5570MHzの周波数帯の共用に関する条件を特定していること。

i)　移動業務の局も、衛星業務との共用を向上させるために使用している１又は複数の周波数帯の全域において局によって使用される周波数の負荷を平均してほぼ一様に拡散するように設計される必要があること。

j)　RLANなどを含むWASは、ブロードバンドの有効な活用法を提供すること。

k)　主管庁は、例えば装置又は標準遵守手続により、RLANなどを含むWASが必要な混信軽減手法に対応することを確保する必要があること。

以下を決議し、

1　最新版のITU-R勧告M.1450に定められているように、移動業務による上記の周波数帯の使用は、RLANなどを含むWASの実現のためのものとすること。

2　5150-5250MHzの周波数帯においては、移動業務の局は、平均e.i.r.p.[1]の上限が200mWであって、任意の1MHz幅において10mW/MHz又は同等に任意の25kHz幅において0.25mW/25kHzであるものの屋内利用に限ること。

3　主管庁は、権限ある将来の会議が適切な措置を執ることができるように、総合pfdレベルがITU-R勧告S.1426に示されている値[2]を超えているか又は将来に超えるかどうかを監視することができること。

4　5250-5350MHzの周波数帯においては、移動業務の局は、平均e.i.r.p.の上限が200mWであって、任意の1MHz幅において10mW/MHzであるものにに制限されること。屋内環境で運用される移動業務の局数が優勢になるように、適切な措置を執ることを主管庁に要請する。更に、屋内又は屋外での使用を許可されている移動業務の局は、平均e.i.r.p.の上限が1Wであって、任意の1MHz幅において50mW/MHzであるものの運用が可能であり、また、平均e.i.r.p.が200mWを超えて運用するときは、以下のe.i.r.p.仰角マスクに従わなければならない。ここで、θは（地球の）水平面上の角度である。

-13	dB(W/MHz)	0° ≤θ<8°	の場合
-13-0.716(θ-8)	dB(W/MHz)	8° ≤θ<40°	の場合
-35.9-1.22(θ-40)	dB(W/MHz)	40° ≤θ≤45°	の場合
-42	dB(W/MHz)	45° <θ	の場合

5　主管庁は、ITU-R勧告S.1632に基づき、自身のシステム特性及び混信基準に基づいてEESS（能動）及びSRS（能動）に対する同等レベルの保護を実現する義務を果たすという国内規則を策定することを条件として、多少の柔軟性をもって他の混信軽減手法を採用することができること。

6　5470-5725MHzにおいては、移動業務の局は、平均e.i.r.p.の上限が1Wであって、任意の1MHz幅において50mW/MHzとなる最大送信電力が250mW[3]のものに限ること。

7　5250-5350MHz及び5470-5725MHzの周波数帯においては、移動業務のシステムは、システムの平均出力の上限値に最低3dBの低減係数を付与するために、出力制御を用いるか又は出力制御を用いないのであれば、平均e.i.r.p.の上限を3dB低減しなければならない。